研削といし取替等業務特別教育

安衛法第 59 条の定めるところにより、安衛規則第 36 条に該当する研削といし取替業務に労働者 を従事させる場合、事業者は自らの責任において特別教育規程に基づいた「研削といしの取替え等の 業務に係る特別教育」を実施しなければならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって当該教育を実施するものですが、実技については「自由研削用といしの取付け及び試運転の方法」に係る、2時間の教育のみを行っております。

したがって、「機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務」に労働者を従事させる場合、各事業者は自らの責任において当該業務に係る3時間以上の実技教育を実施する必要があります。 (安全衛生法第59条 安衛則第36条第1号)

1. 受講資格 特に制限はありませんが、18歳以上でなければ当該業務に就かせることはできません。

2. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会 場	定 員
令和7年11月10日~11日 8時50分より (受付8:30より)	松江市学園一丁目 5 番 35 号 (一社)島根労働基準協会	6 0 名

[※]車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

3. 科目・時間割 <学科10時間・実技2時間(自由研削用といしのみ)>

科目		時間割		
	オリエンテーション	8:50	~	9:00
1 日 日	自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付具等に関する知識(2時間) 機械研削用研削盤、機械研削用といし、取付具等に関する知識(1時間)(休憩 10 分含)	9:00	~	12:10
	≪昼食・休憩≫	12:10	\sim	13:00
	機械研削用研削盤、機械研削用といし、取付具等に関する知 識続き (休憩 10 分含)	13:00	~	16:10
	関係法令	16:20	\sim	17:20
2 日 日	自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識 (1時間) 機械研削用といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識 (2時間)(休憩 20 分含)	8:50	~	12:10
	《昼食・休憩》	12:10	\sim	13:00
	(実技) 自由研削用といしの取付け及び試運転の方法(休憩 10 分含)	13:00	~	15:10

4. 受講料・テキスト代(消費税率10%税込) ※インボイスは領収証発行で対応します。

区 分 受講者の別	受講料	テキスト代	計
会員事業場の受講者	12,100円	1,320円	13,420円
その他の受講者	14,520円	1,320円	15,840円

振込の場合<u>(振込手数料は、振込人の負担)</u>は、下記の口座に受講料(テキスト代を含む)をお振込み後、<u>必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付</u>のうえ下記郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。(HP 掲載メニュー「<mark>受講料等合算振込の内訳書</mark>」を添付の上受講申込書を一括して送付してください。)

【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428

(口座名) シャ)シマネロウト・ウキションキョウカイ 一般社団法人 島根労働基準協会

5. 申込方法・注意事項

別紙受講申込書によりお申込ください。

別欄「受講申込手続き等」をご覧ください。(https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/) 仮申込として、事前に受講申込書を FAX していただくこともできます。

14日以内に申込手続き(受講料の支払、申込書等の原本提出)をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

実技講習の際は、ヘルメット、保護メガネ、作業靴、作業服(長袖)とします。

7. 修了証の交付

受講修了者には所定の「特別教育修了証」を交付します。

8. 本人確認について

受講当日に本人確認のため次のいずれかを持参してください。「自動車運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険被保険者証(令和7年12月1日まで)、公の機関が証明した資格証明書(衛生管理者免許証など)」を必ずご持参ください。

9. 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース) について(自由研削用といしの部分のみ対象) この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の助成が受けられます。 (島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。)

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当(電話0852-20-7022)

10.お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号 一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0.852-23-1730 FAX 0.852-23-1788)

開催月 日 令和7年11月10日 11 目

研削といし取替等業務特別教育

受 講 申 込 書

※ 受講 番号	よりがな 氏 名	- 旧姓等 併記の希望 ※注3	住 所		生年	月日		※ 修了証番号
		- ()	〒 (−)	S H	年	月	Ħ	
		()	〒 (−)	S H	年	月	Ħ	
		()	〒 (−)	S H	年	月	Ħ	
		()	〒 (−)	S H	年	月	∄	
			島根労働基準協会加入の有	ī無		有		無
			受講料等納入方法				J	
			振込・現金					円
			※裏面に振込金受	取書	の写	こしを添	付け	のこと。
上記	己のとおり申し込み	メます。						
令利	年 月	日						
(—	社)島根労働基準	協会長 殿						
	₹	(_)					
:	〒 事 業 場 所 在 地	(—)					
		(_)					
	事業場所在地	(_)					(1)
	事業場所在地事業場名称		FAX					(1)

※個人でお甲込の場合も電話番号は必ずご記入ください。

- 注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください
- 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。 修了証に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、□に**レ**点、() に旧姓等を記入の上、提出していただき、旧姓等が確認できる書類(戸籍謄本、住民票、運転免許証等)を添付してください。
- ご記入いただいた個人情報は、講習目的以外に利用することはありません。 注4